

# 品川区バリアフリー計画策定・改定協議会設置要綱

制定 平成26年6月24日

区長決定 要綱第90号

平成27年3月3日 要綱第139号

平成28年7月1日 要綱第236号

令和6年4月2日

部長決定 要綱第179号

改正 令和7年6月9日

区長決定 要綱第153号

## (目的)

第1条 この要綱は、品川区におけるバリアフリー計画の策定に関し必要な事項を協議するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項に基づき設置する品川区バリアフリー計画策定・改定協議会（以下「協議会」という。）に関し、同条各項に規定されている事項のほか、必要な事項について定めるものとする。

## (定義)

第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) バリアフリー計画 法第25条第1項に規定される基本構想

(2) 重点整備地区 法第2条第1項第24号に規定される地区

## (設置)

第3条 区長は、区全域又は次に掲げる重点整備地区ごとに協議会を設置することができる。

(1) 大井町駅周辺地区

(2) 旗の台駅周辺地区

## (所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) バリアフリー計画の策定に関する事項

(2) バリアフリー計画の改定に関する事項

(3) バリアフリー計画の実施に係る連絡調整に関する事項

(4) その他関連する事項

## (組織)

第5条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、または任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 区内関係団体の代表者

(3) 町会・自治会連合会および町会・自治会の代表者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 交通管理者

- (6) 施設管理者
  - (7) 関係事業者
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者
- (委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第7条 協議会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、委員長が特に支障があると認めた場合はこの限りでない。
- 5 会長が必要と認めるときは、会議はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、テレビ電話装置等を活用して会議に参加した者は、会議に出席したものとみなす。
- 6 委員がテレビ電話装置等を活用して会議に参加した場合において、当該委員が使用するテレビ電話装置等が、音声の送信または受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

(部会)

第9条 委員長は、所掌事項の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会長および部会員は、委員長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第10条 協議会および部会の庶務は、防災まちづくり部地域交通政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、防災まちづくり部長または委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月2日から施行する。